

## 利用者登録時の注意点（介護事業所向け）

○事故報告書の報告フォームから又はトップページの『新規登録』から登録画面を開きます。

事故報告書の報告フォームから入る場合



トップページから入る場合

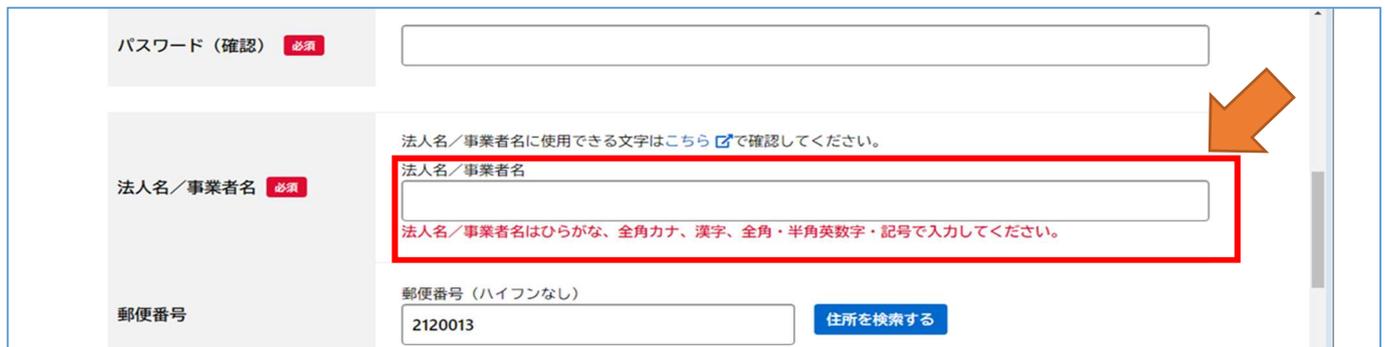


○新規登録画面では、『事業者として登録する』を選択します。

※『個人として登録』したアカウントからは、事故報告書の提出はできません。



○画面の指示に従って入力していただき、『法人名/事業所名』欄には「事業所名」がおすすめです。



※申請管理が複雑になるため、1つの事業所につき必ず1つのアカウントで運用していただくようお願いいたします。

※併設事業所がある場合、原則は事業所ごとにアカウントを作成しますが、事故報告の管理に支障がない場合は、1つのアカウントで運用いただいても構いません。その際は、事業所名等の入力をお間違えないようお願いを付けください。